

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会
目標2「子ども・若者の自立と社会参加」
専門委員会（第2回）

会 議 録

日 時 令和元年8月28日（水）10時00分

場 所 天神ビル11階（9号会議室）

令和元年度 福岡市こども・子育て審議会
目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会（第2回）
〔令和元年8月28日（水）〕

開会

○事務局 それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、また、大雨の中にも関わらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまから、福岡市こども・子育て審議会、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会の第2回目を開会いたします。

こども未来局総務企画課長です。どうぞよろしく願いいたします。

第5次福岡市こども総合計画の目標2につきましては、前回、第1回目のこの専門委員会の会議でご審議いただき、ご指摘・ご意見等をいただきましたところですが、今回、それを踏まえまして修正を行いました。それにつきまして、本日またご意見を賜りたく存じております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。失礼いたします。

まず、会議資料の確認をさせていただきます。

1枚目に会議次第、それから委員名簿、席図がございます。それから、議題に関する資料といたしまして、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（素案）について」が資料としてございます。

不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○事務局 では会長、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。

議題

第5次福岡市子ども総合計画 目標2（素案）について

○会長 皆さん、おはようございます。

本日の議題「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（素案）について」審議に入らせていただきます。

今日は、目標2の「子ども・若者の自立と社会参加」についての最後の専門委員会となります。今日は第1回でご審議をしていただきました内容を踏まえて作成されました計画の素案について事務局よりご説明いただいて、その後、委員の皆様でご協議いただければと思っております。

円滑に議事進行していきますので、ご協力よろしく願いいたします。

では、議題の素案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より説明を申し上げます。

こども未来局総務企画課です。よろしくをお願いいたします。議題「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（素案）について」事務局よりご説明申し上げます。

まず、第1回の専門委員会でいただいたご意見でございますが、施策8における若者に関する支援・連携体制に関し、どの地域に居住しても、ひきこもりなどの状態にある若者が気軽に相談できる体制やサポートが必要であり、アウトリーチなどによって、そのような困難を早期に把握してアプローチをする機能や、子ども・若者支援地域協議会を通じた連携体制などを強化する必要があること、施策9における特別支援教育に関し、特別支援学級を含めて、できる限り早い段階から、進学などに関する情報を保護者と共有して進めていくほうがよいことなどのご指摘をいただいております。

それでは、資料1「第5次福岡市子ども総合計画について」をご覧ください。

まず、目標1専門委員会において、計画の対象に「妊娠期」を含むことを明示したほうがよいとのご意見があり、「3 計画対象」の「子育て家庭」の定義に「妊娠期」を含むことを明示いたしました。

引き続きまして、資料2「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（素案）」の28ページ、施策8をご覧ください。

第1回でいただいたご意見を踏まえ、「施策の方向性」の2つ目のひし形について、学校等の関係機関と連携して「早期に」把握し、ニーズに応じた適切な支援機関や団体につなぐための「相談機関の設置を検討する」ことを明示いたしました。

さらに、29ページの（1）若者に関する総合的な支援・連携体制の1つ目の丸について、第1回でいただいたご意見を踏まえ、「アウトリーチや」家庭・地域・関係機関との連携によって、支援が必要な若者を早期に把握し、働きかけ、ニーズに応じた適切な機関や団体などの社会資源につなぐための「相談機関の設置を検討」する旨を記載することといたしました。

続きまして32ページ、施策9をご覧ください。

第1回のご意見を踏まえ、「施策の方向性」に、保護者と連携し、「十分な情報共有のもと、」特別支援教育に取り組むことを明示するとともに、（1）特別支援教育の推進について、2つ目の丸の文章を加えさせていただいており、そのほか、若干の文言や数値の整理を行っております。

「第5次福岡市子ども総合計画 目標2（素案）について」に関する説明は以上でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

特に資料2では28ページと29ページ、32ページの追記についてご説明いただきました。

では、今からこの素案についてご審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。今日は私以外にお二人いるということなので、どちらかに発言をし合っていただくということでもよろしいかと思ひますけど。どんなところからでも構ひません。今、ご説明いただいたところでも、もちろん構ひません。ページ数を言っていただけだと思います。

○委員 今の説明とはちょっとまた変わるんですけど、私以前、たぶん、子ども・若者支援地域協議会って何ですかという質問というか、どういったものなんだろうという質問をしたと思うんですけども、それはわかりますでしょうか。

ごめんなさい、29ページの(1)の先ほどの「若者に関する総合的な支援・連携体制の整備」のところなんですけども、アウトリーチの話は今聞きましたけども、次の語群のところ、「子ども・若者支援地域協議会」というのがあると書いてるんですけども、この実態はどのようになっているのかという質問をたぶんしたと思ひます。

○会長 もしよろしければ、私のほうでちょっと認識を説明させていただいて、追加修正があれば事務局のほうでお願いします。

前回のやりとりでは、ここにある今ご指摘の協議会はまさに総会のほうに対応するというでもよろしいでしょうか。審議会のほうを意味しているということで、実質看板が審議会のほう、親会ですね、審議会のほうに、この「子ども・若者支援地域協議会」というのが現状ついているという、読みかえている状況らしいです。

前回の専門委員会でご指摘を受けて、私が述べたと思うんですけど、今後、それを実質化していくという取り組みのほうに向けて検討していただくということだと思います。なので、それをいかに本当の意味で機能させていくかというのはこれからの課題というふうには私は認識しています。

何か追加修正があれば、事務局のほうでお願いいたします。

○事務局 青少年健全育成課です。

今、ご説明いただいたとおり、「子ども・若者支援地域協議会」ですが、これは近年ひきこもりやニートなど社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻化したということもございまして、この問題に対応するためには単一の機関だけではなくて、さまざまな機関がネットワークを形成し、その専門性を生かした発達段階に応じた支援を行うことが求められておりました。

そこで、国において、子ども・若者育成支援推進法におきまして、様々な関係機関の支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑的な実施を図るために、地方公共団体に対して、「子ども・若者支援地域協議会」を設置するように求められておりました。本市としましては、こども・子育て審議会、こちらを協議会に位置づけまして、必要な情報の交換や支援内容についての協議を行うということにいたしておりました。

ただ、実態といたしましては協議会としての機能があまり発揮されておりましたので、今後、より実効的なものとなるように連携体制や調整機関の強化について検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今のご説明からいうと、審議会のほうで参加いただいている各団体の方のリーフレットとかパンフレットでも並べて、お互い取れるようにしておくというのも一つの案かもしれませんね。まず、第一段階として。

委員、いかがでしょうか。

○委員 はい、わかりました。

○会長 ありがとうございます。

○委員 すみません、29ページの「不登校・ひきこもり・無業の状態にある若者等の支援」のところなんですけども、今、ひきこもりとかが多い若者に対して支援の強化をしていくということなんですけども、特に中学校の3年生の受験期における高校への進学への支援なんですけども、どういった支援をしているかというのを詳しく説明していただけますでしょうか。

○会長 不登校とか不登校気味の子どもへの支援ということでよろしいでしょうか。

○委員 そうですね。高校というか、卒業した後の進学に対して学校側の支援、教育委員会とかのほうの支援はどういったものがあるんでしょうか。

○会長 はい、よろしく願いいたします。

○事務局 生徒指導課です。

中学校在学中の支援については、市内の多くの学校に校内適応指導教室というのがご

ざいます。そこで、子どもの登校支援を専門的に担当する教員を1名ずつ専任で配置しております。子どもの状況に応じながら学習支援を行ったり、それからコミュニケーション活動などの力をつけていたりといったところを3年間通してやってきています。

今、ご質問がございました3年生への支援等につきましては、月1度、専任の教員の研修会や教育委員会主催で研修会を行っており、そこにフリースクールの担当の代表の方に来ていただいて、フリースクールの考え方、紹介などを伝え、学校で専任の教員から子どもたちや、保護者へ伝えたりしております。

卒業後の支援につきましては、教育委員会としましても、中学校卒業後で義務制は終わってしまいますので、引き続き、卒業時にひきこもりの子どもたちに対しては3年間継続して調査をしているところでございます。その調査で、教育委員会が作成したリーフレット等を使って支援機関などの紹介を行うといった取組みを行っているところでございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

フリースクールというのは、中学の時代でのフリースクールという意味ですか。フリースクールを教えていただけますか。

○事務局 現在、福岡市内の民間がつくっておりますフリースクールというのがございます。これは小学生対象や中学生対象であったりするわけですがけれども、フリースクールに通いたいということで学校に相談があれば、校長がフリースクールと連絡を取り合ったり、そのフリースクールがその子の成長にとって適切なのかどうかというところを判断した上で、教育委員会と協議の上で出席扱いにしているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

義務教育内でのフリースクールということですね。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 ひきこもりというか、不登校の生徒さん、私も中学校をずっと回っていてちょっと思ったのが、高校に行きたいと思っている子どもさんがいらっしゃるんですけども、なかなか学校に行けないから情報がよくわからないというのもあるんでしょうけど、高校の紹介ってありますよね、私立だったり、市立だったり、県立もありますけども。私がちょっと関わったもので通信制の高校というのが今かなり増えてきていると思います。そちらに行く生徒さんというのがひきこもりだったり、不登校の生徒さんが多いんです

よね。ただ、通信制の高校は県立とか公立とか、公的なものではなくて、私立、要は企業がしているところが多いので、そういったところの情報というのは企業のほうから直接行くしか手段がないということですかね。

○会長 ありがとうございます。

これはあれですかね。教育支援センターというのも内田課長のところで答えていただいてもいいですか。教育支援センター機能だと思っんですけど。適応指導教室的なところを統括しているような。

よろしくお願いします。

○事務局 教育相談課でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどお話に上がりました通信制の高校であるとか、単位制の高校であるとか、最近是非常にそういう学校が増えまして、なかなか学校に登校できない生徒さんであるとか、ちょっと集団が苦手なお子さんであるとか、そういうお子さんたちがやはり選択されて進学するケースが確かに増えております。

学校もその辺の情報をしっかりと得ております。実際に学校に訪問して来られるという通信制の高校の担当の方としっかり話をしながら、確実に子どもたちに情報が行くようにしておりますし、学校によりましては、わざわざ学校に何とか来ていただいて、不登校の保護者対象に説明とかしていただくというような取り組みをされている学校もありますので、随分学校であるとか、生徒さん方には周知されているのではないかなと思います。

それから、適応指導教室でございますが、こちらは実際に学校になかなか登校できないけれども、適応指導教室で社会的自立を目指しながら頑張れるというお子さんたちもいらっしゃるしまして、本市にも数カ所適応指導教室がございますが、こちらのほうでもそういう高校に対する情報を与えながら、特にそういうふうになかなか学校には行けないけれども、自分も将来こうやって高校に進学して学習できるんだ、そういう目標を持たせるような活動を行ったり、適応指導教室の中で、例えば、そういう学校に見学に行ったりというような取り組みもして、子どもたちの進路に向けても気持ちを高めている状況であります。

進学に関しましてのやり取りは、必ず学校と子どもさん、保護者でやっていただくこととなりますので、適応指導教室はあくまで情報を与えながら、最終的には学校に行つて、担任の先生ともしっかり話をした上でという形で送り出しながら進路支援をしている状況になります。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

実はそういったことも私がしていたものですので、中学時代にどうしても学校に、もちろん学校に行くのが必要だとは思いますが、ベストだとは思いますが、やっぱりどうしてもできない、行けないという子どもさんが次のステップアップに進むときに私立、一般の公立とか市立の高校ではない、そういった自分の得意技、特技とかを生かせるような選択肢をやっぱりもっと増やして行っていただきたいなと。

実際、中学時代に行けなかった子がなぜか遠いところだけに行けるようになるということもあります。本来学校としては中学校に通ってもらいたいでしょうけども、その後どうしても無理な場合は次のステップアップをきちんとそこまでしてあげないと、高校3年間というのは一番人生の中で重要な時期だと思うので、家にひきこもるのではなくて、そういった場所を提供できるように、そういった通信制の学校の選択肢をもっと広げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ、はい。

○委員 すみません、今言われていた内容とかを聞いていると、学校での進路説明会、学校に来ている子どもたちに対しての進路説明会は通信制の高校を目指している子どもたちは少ないかもしれないですけども、通信制の高校もしっかり説明を何校かしていただいているんですね。それを子どもたちは聞いて、不登校のお子さんたちって、わりと学校には来れないけど、子どもたち同士のつながりはLINEとかいろいろSNS関係でしっかりつながってたりする子が、子どもたち同士のつながりは地味にちゃんとしっかりあってたりとかして、「先生がこんなことを言ってたよ」、「じゃあ、そこを聞いてみよう」とかいう感じで、だから子どもたち同士の情報がしっかりできている子どもたちもいるのかなというのは感じます。そして、「この高校に行きたいんだけど、どうしたらいいのかな」、「じゃあ、ちょっと先生に聞いてみるよ」ということで、先生に聞いて、その子につながり、保護者の方につながり、そういうこともできている。

学校のカウンセラーをされている臨床心理士の方から聞いた話では、やはり子どもたちは目標を持ってしっかり、でもやはり情報は少ないと。自分たちが持っている情報を学校にどう伝えていくのかということも必要かなと思っているので、学校ともっと話をする機会があればいいなということ、やっぱり年に数回しかない、あまり頻繁にする機会がないということでしたので、そういうふうに行っているところをもっとピックアップしてもらって、その情報をもっと子どもたちのほうにも保護者のほうにも行けばいいのかなと思って、今日は話をちょっと聞いておりました。

○会長 ありがとうございます。

確かにそこは重要なところだと思います。

例えば、いかがでしょう。28ページの「施策の方向性」のところの四つ目のひし形のところです。これは「提供」という文言があって、何の提供かという、「居場所や活動の場」というところの提供となってるんですけど、もし可能ならば、ここに「情報の提供」というところのひと言が加えられるんだったら加えていただくと、今の委員さんたちのご意見も酌めるのではないかと思います、ご検討いただければと思います。

それから、ちょっとばたばたしてややこしいことを言うんですが、すみません。先ほどもう一つ、結構厄介な話が出てきたと思うんですけど、教育委員会が義務教育時代の子どもの情報を扱ってるんですね。不登校とかひきこもり系の子どもは卒業後3年間フォローしてるというような話がありましたが、中学卒業後にいわゆる保健福祉部局にはそういう情報の共有というか、そういう情報というか、もしかしたら支援の対象になるようなお子さんの情報の共有というのは保健福祉部局にはなされているのでしょうか。ちょっとそこを教えていただければと思いますけども、お願いします。

○事務局 こども未来局のこども相談課長、えがお館です。

中学卒業の時点で教育相談課から、こういったお子さんがいらっしゃるというようなひきこもり相談の引き継ぎも、こども相談課にあることがあります。そうした場合には、ひきこもり等の支援ということで、えがお館内に『ピースフル』という形でのひきこもりの居場所、そして今、九州産業大学のほうに委託しておりますけど『ワンド』という居場所をつくっております、そうしたところでフォローをさせていただきながら、先ほど話も出ておりました単位制の高校などの進路の情報も取り入れながらの情報提供や、居場所での支援、面談などの支援を行っているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

○委員 すみません、ちょっとまた引き続きになってしまうんですけども、3年間をどんなふうにも今、高校にきちんと通っているのかというのを中学校のほうから問い合わせされてますよね。そういった生徒さんはですよ。実際、続いてない子も結構多くて、その一つの理由が、やっぱり経済的というか、財政的にかなりお値段が高いんですよ、はっきり言いますと。なので、もちろん公的なものではないかもしれないんですけど、やっぱりそこが親御さんはどうしても続けさせたいけどもできない理由がかなりあって、国の支援とかは奨学金制度みたいなものとか、一律的な支援はあるんですけども、それでも一般の市立や公立、私立に比べるとかなりの金額になるので、やっぱりそこら辺も

何かしらの支援がほしいなという。これは別に福岡市ができるわけじゃないと思うんですけども、現場でそういった状況をかなり見ましたので、頭の隅にでも置いていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

高校の無償化ということになってると思いますけど、あれは通信制の高校には適用されてないんですかね。ご存じの事務局の方、いらっしゃいますか。市立高校の担当部署の方とか。

ちょっとその辺の情報はあれですかね。なかなか難しいですかね。たぶん、感覚的には通信制の高校はカバーされていないというところですかね、今おっしゃるように。

○委員 通信制高校は無償ではないです。

○会長 ああ、そうですか。そこは、国レベルの仕組みが変わっていくということにならないと難しいかなとも思いますけど、課題としては重要なことなんで、とめ置いておこうと思っております。

そのほか、ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 29ページの(2)「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどがチームとなって」ということで、こないだの意見でソーシャルワーカーとかのレベルを上げるというか、そういったことがちょっと話題にあがっていたと思うんですけども、人数が増えたスクールソーシャルワーカーの先生たちの能力を上げるというところの研修とかも増えたらいいなというのがあったと思うんですけど、その文言の追加というか、「チームとなって」ということがあるんですけども、そのスクールソーシャルワーカーさんたちの支援と能力のレベルアップとか、そういったところを目指すという文言とかは入りにくいですかね。

○会長 29ページの(2)の二つ目の白丸のところですかね。非常におっしゃることはわかります。ただ、何て言うんですかね、一応専門職ということもあって、お互いに外野から能力を上げろみたいなことは公的には言いづらいというところもあるので、そこはどうなんですかね。なかなか文言的には難しいかなというふうに思うんですけども。

○委員 「現状を踏まえた今の状況を分かっていたくような研修を行い」みたいなのも、研修とかもやっていただいたら年齢によって力の差があるというのはこのあいだのご意

見であったかなと思うんですけども、そういった研修を踏まえて人数を増やしていくというのも検討の課題になってたかなと思うんですけども、そういったところはどうかと思います。

○事務局 教育相談課長でございます。

おっしゃるとおり、資質向上というところは子どもたちのために大変大切なこととなりますので、前回、説明があったかと思うんですけども、各区に拠点校スクールソーシャルワーカーを正規職員として配置しておりますが、その正規職員を中心として、各区のそれぞれ学校に配置されているスクールソーシャルワーカーの指導・助言を行っていく体制を構築してスタートしているところでございますし、大学の専門の先生からのスーパーバイズであるとか、研修であるとか、そういうものも定期的に行いながら、そして、自分たちでベテランと若手とのグルーピングをして定期的な事例検討会を行ったり、研修をしたりというところで資質向上を図っているところでございます。

まだまだこれにつきましてははっきり重点的に取り組んでいかなくてはいけないことであるという認識ではございます。

○会長 そうですね。今もう既に、もちろんすごく大切なことで当然行われているところだと思いますので、29ページの先ほどの2つ目の白丸になりますよね、(2)の。後半に「教育相談や適応指導教室などを通じ」というところに、例えば「教育相談・適応指導教室や各種研修などを通じ」ということで、そこにそうとも読めるような文言で、今、教育相談のほうでしていただいている資質向上の取り組みも含んでいただくという、例えばそんな工夫をちょっとしていただければと思います。事務局と調整していただければと思います。ありがとうございます。

じゃあ、そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 29ページ(2)最後の丸のところ、最後の文章の「社会的つながりの維持や社会参加、自立に向けた情報提供・支援を行います」という、「情報提供」というのがあったらいいのかなとは思ったんですけども。「支援」の中に全部含まれるのか。若者はSNSとかそういったので情報を探すと思うので、「情報提供」と「支援」ということにできないかなと思います。

○会長 先ほど情報提供というキーワードを申し上げたのは28ページの一番下のひし形のところで、これは例えば進路とか将来のことに関する情報提供という意味でした。

今、委員からいただいたのは家族等も含めた、いろいろな市の施策の情報の提供も含

めて、(2)の3つ目の丸のところに「情報の提供」というようなこと、「施策の情報」とか、「取り組み」とか、何かそういうのを可能ならば追加いただければと思います。当然、ここに含まれていることだとは思いますが、確かに情報は行ってるはずだとか、例えば友達のいる子はSNSでやってるよとかという、まだそのレベルというのが多いと思いますので、こういうところで一つ明記していただくのも悪くはないかなというふうに考えますので、ご検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員 すみません、23ページの「遊び・活動の場づくり」ですね。ここの放課後等に自由に遊べる場として地域やNPOなどでわいわい広場を実施し、留守家庭子ども会もやっていますよね。わいわい広場も留守家庭も一応17時に終わりますけども、それ以降というのは特別に支援はないんでしょうか。というのは、これは留守家庭子ども会とも関わってくるんですけども、留守家庭子ども会のほうで延長で19時までいらっしゃる子どもさんもたぶん増えてきてるんですけども、留守家庭子ども会と、またわいわい広場とはちょっと違うものだと思いますけど、17時以降の支援というか、何かあるのかなというのがあります。17時から19時が一番お母さんにとっては忙しい時間ではあるんですけども、どうでしょう。

○会長 現実的なところだと思いますけど、よろしくお願いします。

○事務局 放課後こども育成課長です。

わいわい広場については、16時45分まで実施、留守家庭子ども会は今おっしゃられたように19時までの延長という形で実施しておりまして、学校を活用した放課後の児童の遊び場や生活の場としての施策は、わいわい広場と留守家庭子ども会という状況にあります。

○会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。

すごい今、留守家庭子ども会の子どもさん増えてますよね。学校によっては、本当にプレハブじゃないとできないぐらい子どもが増えていて、やはりこれだけ女性も全員ですけど皆さんお仕事で忙しい方がたくさんいらっしゃるんだということと、やっぱり必要ということもありますけども、17時から19時の間だけでも何かボランティア的な、ボランティアじゃないですね、何か支援できるものはないのかなというのはずっと私も考

えてて、地域のほうでそういった取り組みをするもしなかった場合、何かしらの補助とかはできるのかなと思ひまして、ちょっとお伺ひしました。

○会長 ありがとうございます。

あれですかね、地域でそういうことを試行しているところってあるんですかね。

○委員 いえ、たぶん市としてはやってないかもしれませんが、各地域によっては残りの2時間ぐらいをボランティア的に、実際、私がやってるんですけども、17時から19時の間、子どもたちを預かってるんですけども、あくまでも本当にボランティアなんですよね。需要が多い、少ないはその年によって変わるんですけども、ただ、なかなか続けていくのも厳しいものがあって、そこら辺を何かしら支援がいただければやりやすいのかなというふうには思っております。

○会長 わかりました。

これは本当に、福岡市だけではなくて日本全体の国民の働き方改革とも連動しているような今のご意見で、大きな枠組みで私たちがどうやって働くのかということと、表裏一体の大きな話でもあると思います。

なので、今日はそれに関わる担当課の方は出てきていただけないと思うんですけど、そういう福岡市挙げての働き方改革、もちろん地域の住民も含めて、そういう施策のメッセージみたいなのがあればまたの機会に紹介していただければと思います。

ただ、現実的に非常に17時、19時というのは忙しいというところでボランティアをされているという、そこからの問題意識は承りました。ありがとうございます。

○委員 もし何かそういった情報があれば、そういった助成金を受けれますよとか、そういったものがあればちょっと教えてもらいたいなというのがあったので、働き方改革は大人の側のことであって、今私が言っているのは子どもたちがその時間帯をどう過ごしていくのかというところです。

なので、そこで何かしらの手を差し伸べていただくものがあればお願いしたいなと思って、何か支援があればお願いします。

○事務局 助成制度で言いますと、子ども食堂への支援というのがございます。子ども食堂は、昼間やっているところが多いんですけども、中には夕方18時までとか19時までとかというところもございます。

○委員 ありがとうございます。食堂ですね。

○事務局 食堂ですけれども、助成の条件としまして食事の提供に加えて、居場所づくりをやってくださいということで、1回3時間以上の開催で、例えば活動内容としては昔遊びを教えたりとか、宿題を見てあげたりとか、そういった居場所づくりとセットで活動している団体に対して助成を行っております。

○会長 その助成は福岡市が出しているんですか。

○事務局 福岡市で出しております。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 子ども食堂の話が出てあれなんですけども、子ども食堂を実際にやっている方にお話を聞いたことがあるんですけども、助成が切れることが心配だと、ずっとそれが切れ目ない支援になるのか、切れてしまえばやはり半分はボランティアということではなきゃいけないということで、切れ目ない支援になるようお願いしたいなと思います。助成はできるけども3年で終わるとか、5年で終わるとか、そういったことが結構あると思うので、子どもたちのことを思えば、しっかりやっている団体に対しては、いろいろ審査とかあると思うんですけども、その中で切れ目ない支援になっていくように願いたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

何か関連して追加はありますか。よろしいですか。

○委員 子ども食堂のことはもう知ってたんで、そのほかにも、食堂と居場所3時間以上になると、逆に言うとボランティアの方もかなりの拘束になるので、私はいって言ったらあれなんですけども学校帰りにちょこっとでも17時から19時までの間に見れるようなものがないかなと思って今やってるんですけども、そこら辺ですよね。そこが一番の時間で、ご飯を食べさせるってことではなかったの。ただ、今のところそれしかないということですね、ぱっと思いつくのは。

○会長 それしかないという、しかというのかどうかかわからないんですけど、それが思い当たるというところだと思います。

○事務局 生涯学習課でございます。

遊び活動の場づくりではありませんが、放課後ということで教育委員会では、人権・同和教育課のほうで、地域学び場応援事業ということで、学習支援の場として地域団体の方が取り組む、子どもたちが集まって勉強する活動を支援しています。

所管ではないんですけれども、留守家庭子ども会の延長も18時や19時までありますが、そのときには必ず保護者の方がお迎えに行くこととされているのもあり、わいわい広場は16時45分までなど、子どもたちが自分たちである程度集団になって自宅まで安全に帰れる時間帯ということで設定されていると思うので、遊びや活動の場づくりで17時から19時までとなると、学習支援はもちろん大人もついてますし、地域の中でそういう安全な行き帰りだとかも踏まえた上で支援をして、それに対する助成金も出ていますけれども、なかなか遊びや活動の場で17時から19時という枠組みではあまり、教育委員会にしる、こども未来局にしる、保健福祉局にしる、設定している実態はないのではないかなと考えます。

以上です。

○会長 より適切な何か情報がありましたら、また教えていただければと思います。

先ほど、何か。

○委員 私も子育てボランティアを今年20年になるボランティア団体でしているんですけども、やはりいろんな民間支援を受けるときに市からの推薦とかがあれば受けやすいというのがあったりするんですよね。私もいろんな民間の支援を受けてはきてるんですけど、どれも3年で終わるんですね。3年終わったら急にお金がゼロということになってしまい、そこでいろんな民間の助成を受けようとするとう市の推薦書を出してくださいということになります。

だから、もしよろしければ、こういった居場所提供のところ、「ボランティアで運営している団体の存続や支援の相談を受けます」とか、そういった文言が一つあれば相談ができるんですね。こういったボランティアを今までずっとやってきてますけども、今後、ちょっと厳しいんですけども、何かいい方法はないですかとか、公民館とか、私も博多市民センターを拠点にやってましたので、そういったところでの「相談の場所をつくれます」とか、「ボランティア団体の支援をします」とか、そういった文言ができれば、支援・相談といったところにもつながるのかな。私もぜひ相談するところがほしいなと思いますので、そういったところを入れてもらえたらと思います。

○会長 ありがとうございます。

確かに地域づくりなり、活動していただいているボランティアの方々たちへの支援というのは非常に現実的で大切なところだと思います。ボランティアという表現自体がないんですね、ぱっとみた限り。福岡市科学館のボランティアの要請というところから出てくるぐらいですかね。そうですね。

なので、おそらくこの地域づくりや、それから先ほどのわいわい広場じゃないですけども、子どもが少し遅くなって帰るといときに地域の安全確保というところもいろいろ絡んでくるので、素案の施策の柱との整合性はなかなかとりにくいと思いますが、そうですね、ちょっとお待ちください。目標1、3も見た限り、これは行政が主管する計画ということもあって、その施策の一本柱建ちはしてないみたいですね。これはあれですかね、福岡市はボランティア支援センターみたいなのはないんですかね。

○事務局 市民局で所管しております。

○会長 市民局ですか。

○事務局 市民局の公民館支援課でございます。

すみません、所管ではありませんが、市民局の中で広域活動推進課というところがございまして、そちらのほうでNPO活動ですとか、ボランティア活動に関しまして支援やご相談を受ける部署がございまして。今、おっしゃっていただいたような形で、そういった子どもの子育て専門のというよりは、もう少し幅広くいろんな環境美化であったりですとか、災害支援ですとか、そんな幅広いボランティアという形でございまして、市民局のほうでもボランティア活動として相談を受け付ける窓口がございまして。すみません、詳細は今把握していませんので、申し訳ございません。

○会長 ですので、今ご指摘いただいて議論していただいていることは、まずそちらのほうにお問い合わせいただいてみるというのが第一歩かなと思うんですけど。

どうぞ。

○委員 NPOに関しても、ちょっと私も勉強したんですけども、ボランティア団体もNPOと一緒になんですよね。もちろん管轄は市民局なんだろうけども、24ページの(4)の「遊び・活動・体験を支える地域活動の支援」というところで、丸の1つ目に「子ども会育成連合会、自治協議会など」これは二つともボランティアなんですよね。なので、「協議会などを積極的に支援し」というところですよ。何を支援しているの

かというのがちょっと不明確なところもあるんですが、わいわい広場とかそういうのももちろん地域自治協議会とかも地域と関わってはいますけども、ここに何か「子どもに関するボランティア活動をしている団体にも」というような文言が入れば、ボランティア自体は市民局のものであるんですけども、NPOは、ただ、やっぱり子どもに関するいろいろな支援をされている方は結構ボランティアをやられている方がたくさんいらっしゃるんですよ。この方がいらっしやらなくなったら、こういった子ども会の育成連合会や青少年育成とかいうものの今までやっていたボランティアの仕組みがたぶんなくなっていくんじゃないかなというふうに、なくなっていくと言うとちょっとあれかもしれないんですけども、実際子ども会の加入数もすごく減ってますし、地域で子どもを育てると言いながらも子ども会は減ってるんですよ。なぜかという、やっぱりやる方が減ってるからなんですよ、ボランティアでずっと。だから、そういった大まかな、大ざっぱな子ども会育成連合会、自治協議会を積極的に支援しますというのも大ざっぱではそうでしょうけども、もう少し「子どもにかかわるボランティア活動団体に関して」というような文言を入れていただきたいなというふうにちょっと考えました。

○会長 子どもに関するボランティア、おそらく子ども会育成連合会と自治協議会が頭出しされて「など」というふうに入ってるんですけど、いわゆる行政の計画として、まずそういう安定的な組織というんですかね、というところから書いていただいていると思います。なので、「子どもに係るボランティア団体等」って書いてしまうと、これはものすごいことに、実は私は別の町でも経験しているんですけど、児童虐待関係の取り組みで、やっぱり公的なところに、じゃあ、それをどう信頼性をランクづけするのかとか、いろんな話が出てきてしまって、難しい部分があるというのが現実的なところなんです。ただ、今、委員の皆さんがおっしゃっていただいたことは非常に大切なことなので、この「など」というところに入っているということで私は認識させていただきまして、あとは文字運び等については一任いただく、私も後で事務局と相談したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 はい。

予定の時間にそろそろなりつつあります。

今、審議いただいているのは素案というもので、9月のいわゆる審議会、親会のほうに素案の素が取れて、案としてご提出、先ほどいろいろ修正意見いただいたところも含めて加筆修正した上で、案として出させていただくことになりますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 はい。あとはすみませんが、私が承って、事務局と関連のところをまた検討・修正したいと思いますので、調整させていただいて、案としてまた審議会のほうでお諮りさせていただくことになると思います。ありがとうございます。

では、非常に活発なご意見をいただいて、ありがとうございました。事務局のほうにお返しいたします。ありがとうございます。

閉会

○事務局 松浦会長及び委員の皆様、2回にわたりまして、たくさんのご指摘・ご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

今、会長からお話がありましたとおり、9月末ごろにこども・子育て審議会の総会を予定しております。今回いただいたご意見を踏まえまして、計画の案を作成し、そこでお諮りをしたいと思っております。本当にありがとうございました。

最後に事務連絡でございます。

本日の会議の内容につきましては、会議録を作成いたしまして公表することとしております。後日、会議録の確認をメール、または郵便でお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、以上もちまして、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」専門委員会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

閉 会